

# 権利擁護推進部「生活相談員」募集要項

令和3年9月30日

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部「生活相談員」採用試験 を次のとおり実施します。

## 1. 募集職種及び募集人員、受験資格、主な業務内容、勤務予定場所等

### (1) 募集職種及び募集人員

生活相談員 若干名

### (2) 受験資格

次のすべてに該当する方。

- ① 社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を現に有する方  
(取得見込みの方は該当しません。)
- ② 普通自動車免許を有し、運転業務に支障のない方

### (3) 主な業務内容

※次のいずれかのセンター業務に従事していただきます。

#### 《高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター業務》

- ① 高齢者・障害者虐待に関する相談業務
- ② 上記①に付随する業務及び運営事務など

#### 《法人後見センター業務》

- ③ 障害者及び認知症高齢者等への成年後見に関する相談業務
- ④ 本会が受任する被後見人等への後見等業務（身上保護・財産管理）
- ⑤ その他、法人後見センターにて実施する業務
- ⑥ 上記③～⑤に付随する業務及び運営事務など

#### 《障害者・高齢者権利擁護センター業務『日常生活自立支援事業』》

- ⑦ 障害者及び認知症高齢者等の権利侵害や財産管理等の相談業務
- ⑧ 本会と契約した障害者及び認知症高齢者等への金銭管理サービス、財産保全サービス、福祉サービス利用援助
- ⑨ 上記⑦⑧に付随する業務及び運営事務など

※採用後、上記以外にも本会権利擁護推進部が所管する部署（成年後見あんしんセンター、障害者差別相談センター）へ配置換えする場合があります。

### (4) 勤務予定場所

- ① 名古屋市高齢者虐待相談センター・名古屋市障害者虐待相談センター
- ② 法人後見センター なごやかぼーと
- ③ 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 北部事務所  
(①～③は、名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階)
- ④ 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 南部事務所  
(名古屋市熱田区千代田町20-26)

- ⑤ 名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 東部事務所  
(名古屋市天白区原一丁目301 原ターミナルビル3階)

## (5) その他

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 採用予定日

令和3年12月1日または令和4年1月1日

## 3. 採用試験

### (1) 日時

① 令和3年11月4日(木) 午前9時から

② 令和3年11月6日(土) 午前9時から

①②のうちご都合がよい日

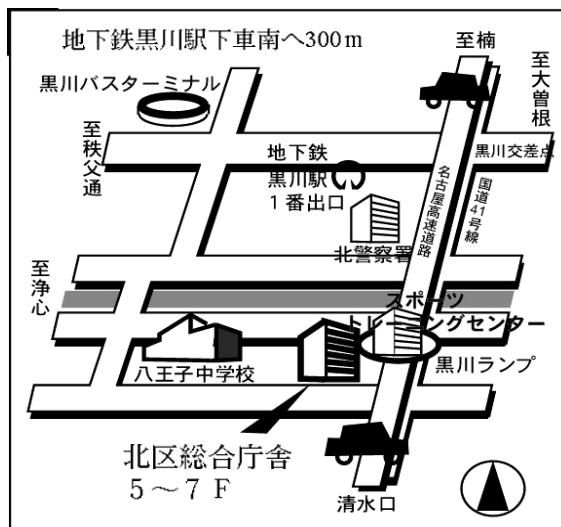
※上記5分前には集合してください。

※試験前に説明会(10分)を行います。その後、試験を開始します。

### (2) 試験会場

名古屋市総合社会福祉会館 7階 小会議室

(名古屋市北区清水四丁目17番1号)



※新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じて実施します。

受験者は必ずマスクを着用してください。

### (3) 試験内容・時間・配点

- ①小論文試験 60分 (100点)  
②面接試験 30分程度 (150点)

※筆記(小論文)試験及び面接試験を同日に行います。面接試験の時間によって終了時間が異なります。よって、申込者が多数の場合、終了時間が遅くなる場合があります。

## 4. 採用試験合格者の発表から採用まで

- (1) 令和3年11月15日(月)までに合格者に通知します。  
不合格者には通知しません。また、合否についての電話等による問い合わせには応じられません。
- (2) 合格者には健康診断を受けていただき、関係書類を提出していただきます。
- (3) 傷病等により職務に支障があると認められる場合等には採用されないことがあります。また、受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

## 5. 試験結果の開示

試験成績については、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
採用試験 不合格者	総合得点 試験種別得点 配点	令和3年11月15日(月)から 令和3年12月14日(火)のうち、 各8時45分から17時30分 まで(土・日・祝祭日を除く)	名古屋市社会福祉協議会 障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所にお電話ください。手続き方法をご案内いたします。

- (注)・ 請求できるのは受験者本人のみです(代理による請求はできません)。  
・ 必要提示書類(身分証明書及び受験番号票)がない場合は開示できません。  
・ 開示請求の対象となるのは、全内容を受験した方です。

## 6. 処 遇

雇用期間	令和3年12月1日または令和4年1月1日から1年間 ただし、勤務状況等により雇用更新(更新1回を限度)する場合があります。 ※勤務状況・採用時年齢等により無期雇用(定年60歳)への転換制度あり。
勤務日	原則、月曜～金曜(土曜、日曜及び祝日、年末年始を除く。)
勤務時間	午前9時00分～午後5時00分(休憩1時間) ただし、状況によって時間外勤務があります。
給 与	月額301,000円 この他、超過勤務手当、通勤手当を支給します。 (賞与及び昇給はありません。)

その他	健康保険、厚生年金、雇用保険、労働者災害補償保険、 愛知県民間社会福祉事業職員共済会に加入します。
-----	--

## 7. 申込方法

(1) 別紙「生活相談員採用試験申込書」(1)及び(2)【それぞれ両面】に必要事項を黒又は青のボールペンで記入し、写真を貼付、資格証明書類の写しを同封のうえ、障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所まで郵送してください。

※申込書には、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格証明できる書類（社会福祉士登録証写し等）及び普通自動車免許証写しを添付してください。

※封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。

※受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

(2) 申込期限 令和3年10月28日(木)まで 郵送必着

※ 電話連絡後、郵送してください。

(3) 申込先

〒462-8558

名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5階

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

障害者・高齢者権利擁護センター北部事務所

## 8. 問い合わせ先（平日 午前9時から午後5時まで）

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部

名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター 北部事務所（担当/山根）

電話：052-919-7584 FAX：052-919-7585